

## あなたのまちの河川の草刈りをしませんか？

愛知県では、「家の前を流れている川を自分たちでもっときれいにしたい」などの、地域住民の皆様方のご要望にお応えできるよう、平成17年4月から県が管理する河川の草刈り作業の一部を地域住民の方々に構成されている団体へ委託することを試行します。

詳しくは下記の窓口へお尋ねください。



### 委託が決定されますと・・・

団体代表者の方と県の職員、市町村の職員との話し合いで、試行する河川の区間・面積と実施期間や回数、さらには刈った草の処分方法を決定し、地域の実情に応じた草刈り作業を行っていただきます。

### 例えば、こんなメリットがあります・・・

住民の皆様が希望する時期、区域で機動的に草刈りができる可能性が広がります。草刈り作業を通じて地域の連帯感が生まれ、川やまちに対する愛着が深まります。地域で開催される祭りなどのイベントに合わせて実施できます。刈った草を自ら堆肥や飼料などに有効利用できます。

### 委託料をお支払いします

委託料は作業料と保険料を合わせた金額です。

作業料は、草の刈取り回数により算定しますが、刈取り回数2回を上限とします。

作業料とは別に保険料をお支払いしますので、損害保険と賠償責任保険に必ず加入してください。

### 委託を受けるための条件は・・・

自治会、婦人会、老人会、市民団体等の地元で活動している団体に限り申し込みができます。

道具の貸し出しは行いません。

実施対象面積は原則として1,000m<sup>2</sup>以上とします。

「原則として、掘り込み河川（堤防が低い川）」に限ります。

### その他注意事項

委託料をお支払いするため、計画書の作成や完了検査を受けていただく等、契約上の一定の責任が課されます。

草刈り作業の委託を受けた団体は、同じ区間で河川愛護活動による報奨費の受け取りができません。

### 河川愛護活動報奨費とは・・・

地域の皆様の草刈り、ゴミ拾いなどの自主的な活動に対して、1人あたり缶ジュース1本程度の報奨費をお支払いするものです。

### 問い合わせ窓口

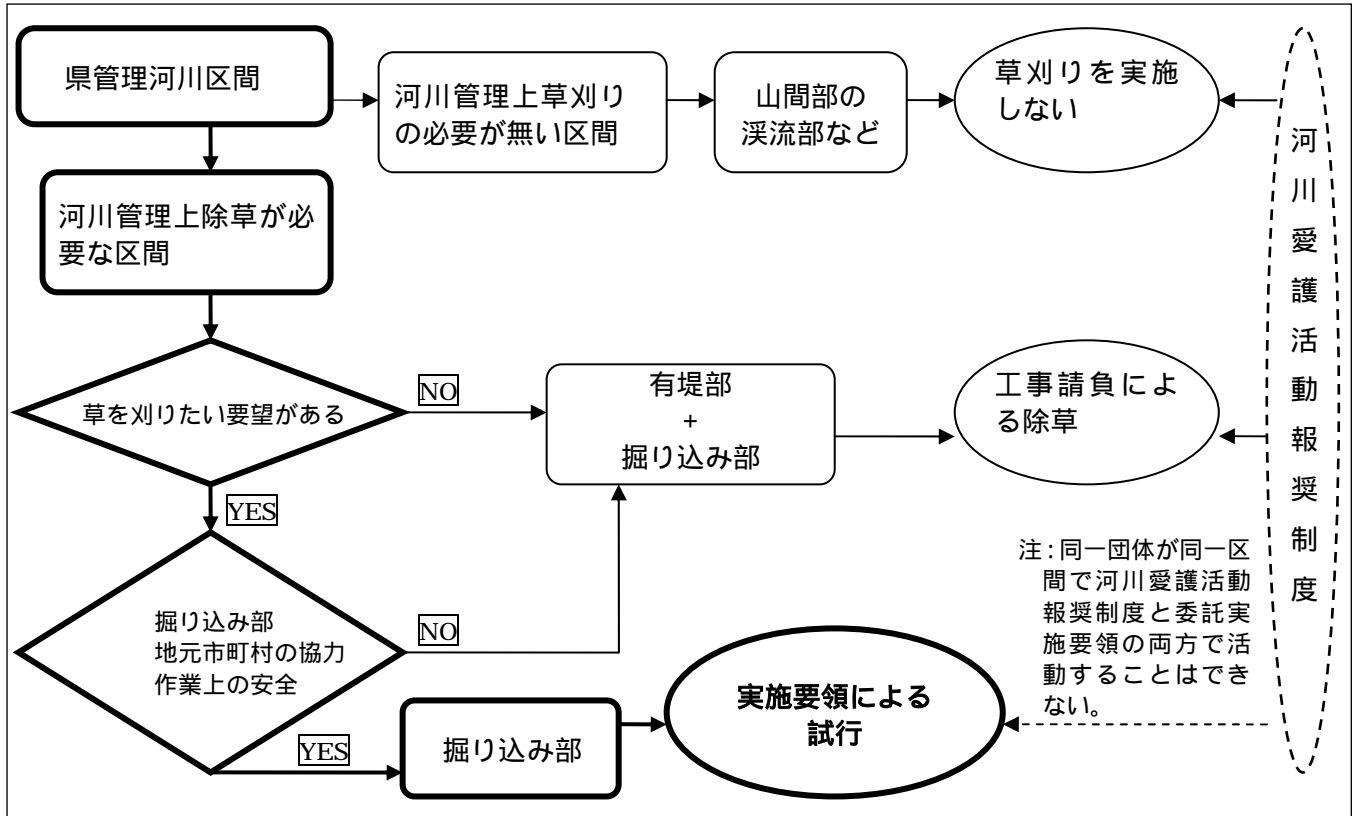
愛知県尾張建設事務所

維持管理課管理第二グループ

TEL 052-961-7211

愛知県管理河川の草刈り作業の地域住民団体等への委託実施要領試行フローチャート

対象区間のフローチャート



全体の流れ

